

電気代の仕組みについて：

電気料金は大きく分けて二つの構成要素から成り立ちます。

- 契約電力：過去1年間の実量値（実際の需要電力：kw）の中で最も高い需要電力値に対して、基本料金を乗じて計算。
- 使用電力：実際に使用した電力量（kwh）に対して、電気量料金を乗じて計算

例)

中規模オフィスの場合：

契約内容：業務用電力

基本料金：¥1,560

電気料金：¥15

過去1年間の最大需要電力：370kw

その月の使用電力量：50,000kwh

その月の電気代は？

基本料金：¥1,560 × 370kw = ¥577,200

電気量料金：¥15 × 50,000kwh = ¥750,000

合計：¥1,327,200

ウィンドウフィルムの機能は、外からの太陽エネルギーの侵入を抑える効果がある為、冷房負荷を低減させます。従って、使用する電力量を抑える効果があるのです。一方、毎月の最大電力を引き下げる効果がある為、長期的には基本料金部分の電気代を引き下げる効果があります。

<次世代省エネルギー基準について>

1997年12月に京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締約国会議」において、我が国をはじめとする先進諸国における温室効果ガスの排出量の削減目標を盛り込んだ「議定書」が採択されました。

それに呼応する形で、建築業界を対象とした「建築物に係わるエネルギー使用の合理化に関する建築主の判断」他各種法令が制定されました。

2002年6月のエネルギー使用の合理化に関する法律（以下省エネルギー法）の改正に伴い、延床面積が2000㎡以上の住宅以外の建築物において、省エネルギー基準に基づく必要措置を行政側に届け出ることが義務付けられました。

現在、以下2つの基準によって、省エネルギー措置の報告方法があります。

性能基準

対象：延床面積2,000㎡以上の住宅以外の全建築物

概要：建物の性能を基準として、通常PAL (Perimeter Annual Load) 値で表す。これは、当該建築物の屋内周囲空間（ペリメーターゾーン）の年間熱負荷を、各階の屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値。建築物の用途に応じてPAL値の基準値が決まっている。

仕様基準（通称ポイント法）

対象：延床面積2,000以上5,000㎡以下の住宅以外の建築物について、上記の性能基準の他の選択肢として2003年2月に登場した新たな法令。上記性能基準による計算方法は、計算方法が可也複雑であることから計画書の提出が遅れていた経緯があったことから、5,000㎡未満の中規模建築物にのみ、簡易な方法として適用されることとなった。